

家畜衛生情報

牛トレーサビリティ法の遵守の徹底を！！

熊本県内の酪農家において、実際の出生日から 1 日から最大 39 日まで遅らせた日を出生日として届け出たという違反行為が発覚しました。これは、牛トレーサビリティ法第 8 条第 1 項に違反する行為です。九州農政局は、当該管理者に対し、法に基づく管理体制の整備、適正な届出および法の遵守の徹底の行政指導を行いました。

☆再度、確認をしてください！

- 出生・転入・転出・死亡の届出は正しく速やかに行いましょう
- 耳標は両耳に装着しましょう



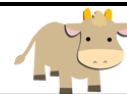
出生年月日や品種などを偽って届出した場合、行政処分や罰則の対象になったり、補助事業に参加できなくなることがあります。

◎牛トレーサビリティ法

第 8 条（出生及び輸入の届出）

牛が出生したときは、その管理者は、遅延なく、農林水産省令で定めるところにより、出生の年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

滋賀県家畜保健衛生所



（本所）

近江八幡市西本郷町 226-1
TEL：0748-37-7511
FAX：0748-37-4821
緊急携帯：090-3613-7486

（北西部支所）

高島市今津町弘川 249-1
TEL：0740-22-2145
FAX：0740-22-6681
緊急携帯：080-6176-8052